

『震災で失われた販路を回復・開拓したい』

県産水産物の販路開拓強化支援事業

県内の水産加工業者等が行う県産水産物等の商品開発やブランドの認知度向上に資する取組を支援します。

対象となる方

1 商品開発支援事業

○県内に事業所を有する次に掲げるもの

- (1) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第2条第1項第1号に規定する者のうち県産水産物等を取り扱う者
- (2) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)に基づく組合
- (3) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第4条第1項の認定を受けた中央卸売市場の開設者が許可する水産物を取り扱う卸売業者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、県産水産物等の販路開拓・拡大、流通促進を図る事業実施主体として知事が適当と認める団体

2 県産水産物ブランド化に対する取組支援事業

○県内の水産加工・流通業者等で構成された県産水産物の県内外への普及及びブランド化を目的として活動している団体等

支援内容

1 商品開発支援事業

○県産水産物等の商品開発・改良に係る経費の一部を支援します。

(例) 新商品の開発・試作、商品の包装材の開発・改良

補助率: 1/2以内 補助限度額: 100 万円

2 県産水産物ブランド化に対する取組支援事業

(例) 県産水産物のブランド化及びブランドの認知度向上に係る経費を支援します。

補助率: 10/10以内 補助限度額: 500 万円

募集期間

令和7年5月8日(木曜日)まで

※予算の上限に達しない場合は、再募集することがあります。

利用方法

ご利用いただくためには、応募書類をご提出いただく必要があります。

※採択にあたって、事業内容を審査いたします。

事業の詳細については、下記 URL でご案内しております。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suishin/syouthinnkaihatu.html>

【お問い合わせ先】

宮城県水産林政部

水産業振興課販路開拓支援班

電話: 022-211-2954